

令和 3 年

第 1 回議会臨時会会議録

自 令和3年1月26日

至 令和3年1月26日

福島県会津坂下町議会

令和3年第1回会津坂下町議会臨時会会議録

令和3年1月26日から令和3年1月26日まで第1回臨時会が町役場議場に招集された。

令和3年1月26日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	5番 横山智代	6番 渡部正司
7番 小畑博司	8番 佐藤宗太	9番 山口享
10番 渡部順子	11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子
13番 青木美貴子	14番 水野孝一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	佐藤仁一	書記	川田良子
書記	橋本吉嗣		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	齋藤文英	副町長	日下亮
教育長	鈴木茂雄	会計管理者	五十嵐吉雄
総務課長	大島光昭	政策財務課長	佐藤銀四郎
生活課長	村山隆之	建設課長	板橋正良
産業課長	佐藤暢一郎	教育課長	上谷圭一
子ども課長	佐藤美千代	監査委員	仙波利郎

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前10時00分)

◎議長(水野孝一君)

皆さん、おはようございます。

只今の出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回会津坂下町議会臨時会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長(水野孝一君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員として13番青木美貴子君、1番目黒克博君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長(水野孝一君)

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第1回臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

ご異議ないものと認めます。よって、本臨時会は、本日1日と決定しました。

◎町長あいさつ

◎議長(水野孝一君)

町長より挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長(水野孝一君)

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)

みなさんおはようございます。本日ここに、令和3年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともにご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日ご提案申し上げる案件は、行政文書不開示決定取消等の判決に基づく「損害賠償の額を定めることについて」1件、また、この判決に伴います裁判費用及び損害賠償金、並びに新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施に伴う「令和2年度会津坂下町一般会計補正予算（第10号）」1件、計2件のご提案となります。

この案件につきましては、印刷物によりお手元に差し上げたとおりであります。なにとぞ慎重なご審議のうえ、原案のとおりご承認賜りますようお願い申しあげまして、私のあいさついたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎議案第1号の上程説明

◎議長（水野孝一君）

日程第3、議案第1号「損害賠償の額を定めることについて」を議題いたします。
議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

議案第1号

損害賠償の額を定めることについて

1 損害賠償する相手方の住所及び氏名

2 事件の概要

本件は、会津坂下町立坂下中学校の生徒及び保護者を対象として実施した「いじめに関するアンケート」の回答結果をまとめた文書等の開示請求に対して、町が不開示決定を行ったことについての処分の取り消しと損害賠償を求めた事件である。

3 損害賠償の額 110,000円

令和3年1月26日提出

会津坂下町長 齋 藤 文 英

◎議長（水野孝一君）

これより、本案に対する説明を求めます。

◎総務課長（大島光昭君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

大島総務課長。

◎総務課長（大島光昭君）

議案第1号「損害賠償の額を定めることについて」ご説明をいたします。

1、としまして、損害賠償をする相手方の住所及び、氏名でありますが

2、としまして、事件の概要につきまして申し上げます。

本件は、会津坂下町立坂下中学校の生徒及び、保護者を対象として、平成29年3月8日に実施をしました、「いじめに関するアンケート」の、回答結果をまとめた文書等の、開示請求に対して、町が、不開示決定を行ったことについての、処分の取り消しと、同文書等の開示の決定及び、損害賠償として、慰謝料等110万円の支払いを求めた事件であります。

令和2年12月1日に、福島地方裁判所より判決が言渡され、不開示部分決定のうち、「判決主文の目録記載部分を除く、部分を不開示とした部分を取り消し、目録記載部分を除く、部分を開示する旨の決定等、損害賠償請求は、慰謝料等11万円（慰謝料10万円・弁護士費用1万円）」という判決内容に対し、原告被告双方からの控訴が無いことから、令和2年12月16日に、判決が確定をしたものであります。

3、としまして、損害賠償の額につきましては本議案では、損害賠償の額を定めるものでありますので、その額は、11万円であります。

説明は、以上であります。

◎議長（水野孝一君）

以上をもって、議案の説明を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

本案件は結果として今ご説明のような形になったわけですが、賠償金額が定まったわけですね。当初、本町ではこのような結果としてなることを予想していたのか。また、このような結果に最終的に落ち着いた、決まったわけなんですけど、ここに至ったことについての、今までの原告、あるいは保護者、あるいは教員に対しての色々な様々なやりとりがあったかと思うのですが、それらについて最終的に本日の説明の通りになったわけですが、これまでの経過、及び対処方法について適正であったかどうか、その見解を伺いたいと思います。

◎総務課長（大島光昭君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

大島総務課長。

◎総務課長（大島光昭君）

経過につきましては、12月1日、判決の後ですが、12月11日の議会全員協議会の中だったと思いますけれども、町の方の意向と言いますか、控訴しない旨ということで副町長の方から報告があったということでもありますけれども、そういった内容の中で、今回の判決については、若干、顧問弁護士というか、法定代理人の担当弁護士の方からは、情報の開示は、これは今はこういう流れになっているので、どうしてもこれはやむを得ないのかなということはありませんでしたが、ただ、損害賠償、いわゆる慰謝料ですね、11万円の損害賠償の発生というのは、ちょっと担当弁護士の方からは、ちょっとそこまでは想定していなかったということはありませんでした。ただ判決は判決として、もちろんこういった大変重要な部分でありますので、町はこれを尊重しながら対応していくということでもあります。ただ、教育委員会の現場ですとかですね、そういったものについては、今までの経過も踏まえてですね、専門委員会、調査委員会、そういったものの報告も議会の方で申し上げてきましたけれども、その辺では、私は十分対応しているというようなことの認識でございます。以上であります。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

二度と同じようなことは繰り返してはならないと思っています。同様のことがまた起こらないとは限りませんが、こういったことに対しての町としての取り組みの一環した方向性を示していただければと思います。この同様な事案、または起こり得る可能性はありますので、こういったことに対しての、この事件を教訓とした取り組み等があれば説明をお願いしたいなと思います。

◎教育長（鈴木茂雄君）

議長、教育長。

◎議長（水野孝一君）

鈴木教育長。

◎教育長（鈴木茂雄君）

今回の件に関しましては、町民の皆様には大変なご心配と、それから原告の方に対しても大変な、お互いの話し合いが上手くいかず不信感を抱かせてしまったこと、大変申し訳な

く感じております。いじめに関しては、いつでもどこでもどんな場合でも起こり得るものと考えております。ただ、いじめに関して早く子どもの小さな変化を、サインに気が付いて、そして、実際に子どもに寄り添って解決を図っていくというのが一番なんです。そのための、今回はアンケートの調査でありました。このアンケートによって、子どもが何を抱えているのか、どういう問題があるかということで、いち早く早期の解決を目指して取り組むところなんです。そういうところでこのアンケートを今回開示できなかったということは、やはりより深く、子どもや保護者の気持ちを聞きたいという当時の坂下中学校が抱えている、そのいじめに対しての問題解決を図る大きな一つのことではなかったかなと感じております。今後もいじめはいついかなる時もあります。今日、現在も時間は進んでいますが、この時も子ども一人の、一人ひとりの心の中では、やはり面白くないことや、それから悩みや友達と上手くいかないことなど多々あると思います。そういうことに対して、やはり一人ひとり寄り添って、その一つ一つに対して問題を解決できるように、子どもの心が軽くなるように寄り添っていくのが教育の仕事であると考えています。今後とも、子どもが何を考え、そして何に悩み、どうしてあげたらいいかということで、学校現場では最前を尽くして取り組んでいきたいと考えております。しかし、子ども一人だけでは解決できません。学校と保護者が同じ方向を向いて、そしてお互いに話合って解決してあげるとというのが一番の子どもに対する人権教育の最善だと思っておりますので、今後とも保護者に寄り添い、子どもに寄り添い問題解決に当たっていききたいと思っております。この度は大変なご心配をおかけしました。

◎議長（水野孝一君）

他に質疑はありませんか。

質疑もつきたようであります。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

討論もないようであります。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第1号「損害賠償の額を定めることについて」を採決いたします。この採決は挙手をもって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程説明

◎議長（水野孝一君）

日程第4、議案第2号「令和2年度会津坂下町一般会計補正予算（第10号）」を議題といたします。議題とした案件の件名を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

議案第2号 「令和2年度 会津坂下町一般会計補正予算（第10号）」

◎議長（水野孝一君）

これより、本案に対する説明を求めます。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

おはようございます。

議案第2号 令和2年度一般会計補正予算（第10号）について申し上げます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,650万5千円を追加し、94億8,585万6千円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び補正額等は、「第1表歳入歳出予算補正」による、とするものであります。

本補正予算の内容は、平成30年の行政文書不開示に関する決定取り消し及び損害賠償請求事件について、令和2年12月16日に判決が確定したことに伴う裁判費用及び損害賠償費用並びに、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種事業の執行予算となります。

1ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

事項別明細書についてご説明申し上げます。

事項別明細書の1ページをご覧ください。

1総括の歳入につきましては、13款国庫支出金の補正であり、補正前の総額94億4,935万1千円、補正額3,650万5千円の増、補正後の総額94億8,585万6千円となります。

2ページをご覧ください。

歳出につきましては、2款総務費、4款衛生費、13款予備費の補正であり、補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、それぞれ歳入と同額となります。

財源内訳につきましては、国庫支出金が3,650万5千円の増となります。

3ページをご覧ください。

2歳入についてご説明いたします。

13款1項2目 衛生費国庫負担金 補正額1,785万6千円の増は、65歳以上の方に対する新型コロナウイルスワクチン接種事業にかかる負担金で、負担率は10/10となります。

次に13款2項3目 衛生費国庫補助金 1,864万9千円の増は、国の予備費及び第3次補正予算に基づく新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業にかかる補助金で、補助率は10/10となります。

4ページをご覧ください。

3歳出について説明いたします。

2款1項1目 一般管理費 補正額51万3千円の増は、裁判の判決確定に伴う費用となります。11節役務費4万円は、印紙代、郵券代、交通費等の訴訟費用の1/2を原告の申立てにより裁判所書記官が算定したものです。12節委託料35万円は、今回の訴訟に対する弁護士費用で、内訳としては行政文書不開示決定取消等請求事件で16万5千円、損害賠償請求事件で17万5千円、弁護士事務等実費負担分で1万円となります。21節補償補填及び賠償金12万3千円は、判決の確定による損害賠償額が10万9千円の増、延滞金は不開示の決定をした平成30年8月9日から令和3年1月末日までの年5分の割合により算定した額で1万4千円となります。

次に4款1項5目 新型コロナウイルス対策費 補正額3,650万9千円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種の準備及び65歳以上の方の接種費用となります。

10節需用費33万6千円は、ワクチン接種にかかる接種券用紙等の消耗品代となります。

11節役務費258万円は、接種券の郵送代及び国保連への支払い手数料となります。

12節委託料3,350万3千円は、接種記録の入力作業委託で237万3千円、健康管理システム改修は接種にかかる入力項目追加とマイナンバー連携にかかるプログラム改修委託で56万7千円、予防接種は65歳以上の方のワクチン予防接種2回分の料金で1,785万7千円、接種券印刷・封入は接種者に郵送する接種券の印刷と封入作業委託で377万6千円、コールセンター運営は接種者の受付等の電話対応の委託で893万円となります。

17節備品購入費9万円は、接種記録の入力で使用するバーコードリーダー3台の購入費となります。

13款1項1目 予備費 補正額51万7千円の減は、歳入歳出の差し引きで不足する財源として予備費を充当するものです。

10号補正予算後の予備費の実質残高につきましては6,553万7千円となる見込みであります。

以上、議案第2号 令和2年度一般会計補正予算（第10号）の説明といたします。

◎議長（水野孝一君）

以上をもって、議案の説明を終わります。

◎議案第2号 質疑、討論、採決

◎議長（水野孝一君）

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

◎9番（山口享君）

議長、9番。

◎議長（水野孝一君）

9番、山口享君。

◎9番（山口享君）

5ページのコールセンター運営がちょっと分からないんですけども、説明をお願いいたします。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

コールセンターの運営ということのご質問ですけれども、今回の予防接種にあたりましては、全てが完全予約で行うことになりますので、その予約受付に関しまして、町では対応することがなかなか難しいということで、これは、本町だけではありませんで、全国的にもコールセンターを使って運用することが効率的だということで進められておるものでありまして、そういった予約受け付けに関しまして、一括してそこで電話受付を行うものとなっております。

◎9番（山口享君）

議長、9番。

◎議長（水野孝一君）

9番、山口享君。

◎9番（山口享君）

ということは、コールセンター受付の人件費も入っているということでよろしいのでしょうか。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

人件費等も入っております。

◎議長（水野孝一君）

他に質疑はありませんか。

質疑もつきたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論もないようであります。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第2号「令和2年度会津坂下町一般会計補正予算（第10号）」を採決いたします。この採決は挙手をもって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

◎議長（水野孝一君）

以上をもって、本臨時会に付された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって令和3年第1回会津坂下町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

(閉会 午前10時24分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年1月26日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員